（現状変更の届出の特例の際の様式）

第四十四条　法第百三十三条の三の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十九号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

（認定を受けた登録記念物保存活用計画の軽微な変更）

第四十五条　法第百三十三条の四において準用する法第六十七条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　計画期間の変更

二　登録記念物の現状変更（法第百三十三条において準用する法第六十四条第一項の規定による届出又は法第百七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による通知を行わなければならないものに限る。）に関する変更

三　前二号に掲げるもののほか、登録記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

第九節　国に関する特例

（重要文化財保存活用計画等の同意の求め）

第四十六条　法第百七十条の二第一項の規定による重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第一条から第三条までの規定、第十九条から第二十一条までの規定又は第三十四条から第三十六条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第一条第一項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第二十号」と、第十九条第一項中「別記様式第十一号」とあるのは「別記様式第二十一号」と、第三十四条第一項中「別記様式第十六号」とあるのは「別記様式第二十二号」と読み替えるものとする。

（同意を得た重要文化財保存活用計画等の軽微な変更）

第四十七条　法第百七十条の二第二項の同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の法第百七十条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第六条、第二十四条又は第三十八条の規定を準用する。

（現状変更等の通知等の特例の際の様式）

第四十八条　法第百七十条の二第二項の同意（法第百七十条の三第一項の変更の同意を含む。）を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等が終了したときの法第百七十条の四の規定による通知については、それぞれ第七条、第二十三条又は第三十九条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第七条第一項中「別記様式第四号」とあるのは「別記様式第二十三号」と、第二十三条中「別記様式第十二号」とあるのは「別記様式第二十四号」と、第三十九条第一項中「別記様式第十七号」とあるのは「別記様式第二十五号」と読み替えるものとする。

（修理の通知の特例の際の様式）

第四十九条　法第百七十条の五の規定による通知については、第八条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「別記様式第五号」とあるのは「別記様式第二十六号」と、「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と読み替えるものとする。

（登録有形文化財保存活用計画等の同意の求め）

第五十条　法第百七十九条の二第一項の規定による登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の同意の求めには、それぞれ第九条から第十一条までの規定、第二十八条から第三十条までの規定又は第四十条から第四十二条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第九条第一項中「別記様式第六号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、第二十八条第一項中「別記様式第十四号」とあるのは「別記様式第二十八号」と、第四十条第一項中「別記様式第十八号」とあるのは「別記様式第二十九号」と読み替えるものとする。

（同意を得た登録有形文化財保存活用計画等の軽微な変更）

第五十一条　法第百七十九条の二第二項の同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の法第百七十九条の三第一項の文部科学省令で定める軽微な変更については、それぞれ第十四条、第三十三条又は第四十五条の規定を準用する。

（現状変更の通知の特例の際の様式）

第五十二条　法第百七十九条の二第二項の同意（法第百七十九条の三第一項の変更の同意を含む。）を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画に記載された現状変更が終了したときの法第百七十九条の四の規定による通知については、それぞれ第十五条、第三十二条又は第四十四条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「文化庁長官」とあるのは「文部科学大臣を通じ文化庁長官」と、第十五条中「別記様式第九号」とあるのは「別記様式第三十号」と、第三十二条中「別記様式第十五号」とあるのは「別記様式第三十一号」と、第四十四条中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第三十二号」と読み替えるものとする。

第二章　文化財保存活用地域計画

（文化財保存活用地域計画の認定の申請）

第五十三条　法第百八十三条の三第一項の規定による市（特別区を含む。以下同じ。）町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の認定の申請をしようとする市町村の教育委員会（当該市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第五十六条第一項において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該市町村の長。次項及び次条第三号において同じ。）は、別記様式第三十三号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2　文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第百八十四条の二第一項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、前項の申請書には、当該事務の実施体制を記載した書類を添えなければならない。

（文化財保存活用地域計画の記載事項）

第五十四条　法第百八十三条の三第二項第五号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　文化財保存活用地域計画の名称

二　文化財保存活用地域計画に係る事務の実施体制

三　文化財保存活用地域計画の実施に当たり法第百八十四条の二第一項の規定に基づき市町村の教育委員会が行うこととする事務がある場合には、当該事務の内容

四　その他参考となるべき事項

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の軽微な変更）

第五十五条　法第百八十三条の四第一項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　計画期間の変更

二　市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

三　前二号に掲げるもののほか、文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更